

令和6年度より、介護サービス事業所が行う財務状況の報告は、

★情報公表システムへの財務諸表のアップロード

★データベースシステムへの収益・費用等の入力

2つの提出が必要になります。

	介護サービス情報公表システム	経営情報データベースシステム
根拠条例	介護保険法第115条の35	介護保険法第115条の44の2
対象事業所	以下に該当しない、全ての介護保険事業所。 ただし(※1)のサービスを除く。 ① 前年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であること ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があること	以下に該当しない、全ての介護保険事業所。 ただし(※1)のサービスを除く。 ① 報告対象の会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であること ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があること
国からの通知の発出	令和6年10月18日 介護保険最新情報 Vol.1322	令和6年8月2日 介護保険最新情報 Vol.1297
県からの通知の発出	令和6年11月1日 対象事業者へ通知文を発送	令和6年度の報告については 令和6年12月中を予定(メール)
報告に使用するシステムへのログインに必要なIDやパスワード	県による ID・パスワードの発行	GビズIDプライムアカウント (デジタル庁所管)
報告内容	財務諸表(原則として損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書)	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報、収益及び費用の内容、職員の職種別人数その他の人員に関する事項など
制度趣旨	利用者のサービス選択に資するよう、事業者の情報を広く公表すること	介護事業者の経営状況を見える化し、実態を詳細に把握・分析すること
公表対象	事業所の財務諸表 (都道府県に報告した内容がそのまま公表)	属性等に応じてグルーピングした分析結果 (報告された個別の事業所の情報は非公表)
提出期間	～令和6年12月15日まで	毎会計年度終了後、3ヶ月以内 ※令和6年度のみ年度末(令和7年3月31日)まで
提出フォーマット	PDF 又は CSV データのアップロード	フォームに直接入力又は CSV データの取り込み
留意事項	令和6年度から報告が義務付けられている。	令和7年1月より 介護サービス事業者経営情報データベースシステム運用開始(報告の受付開始)

(※1) 介護予防支援、居宅療養管理指導、診療所が行う短期入所療養介護、養護老人ホームが行う(地域密着型)特定施設入居者生活介護